

# 無料低額な診療を実施する病院事業を行う法人に係る 医療保健業の非課税措置に関する厚生労働大臣の証明

- 法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要となります。
- 近畿厚生局では、当該税制措置を受けようとする法人から当該年度の書類の提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行します。(書類等は、特に記載が無ければ写しで可)

## ○証明申請に必要な書類

### ①証明申請書（様式2-1）

### ②証明申請書の別紙 2部

### ③要件毎の添付書類・開設医療機関一覧表

## ●厚生労働大臣が証明する基準

### 1. 事業等要件（法人税法施行規則第6条第4号）

（イ又はロ又はハに該当）かつ（ニに該当）若しくは（ホに該当）に該当すること

イ. 地域医療支援病院の施設の基準に掲げるすべてを有していること。

(添付書類)

- 地域医療支援病院である場合は、都道府県知事の承認書の写し
  - 地域医療支援病院ではない場合は、①～⑦は、当該施設を図示した病院の配置図及び平面図、⑧は当該自動車の写真及び車検証
- ① 集中治療室
  - ② 化学、細菌及び病理の検査施設
  - ③ 病理解剖室
  - ④ 研究室
  - ⑤ 講義室
  - ⑥ 図書室
  - ⑦ 医薬品情報管理室
  - ⑧ 救急用又は患者輸送用自動車

ロ. 実地修練、臨床研修を行うための施設を有していること。

①から③のいずれかに該当すること。

①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院

(添付書類) 附属病院であることが確認できる書類

②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院

(添付書類) 厚生労働大臣の指定書の写し

③臨床研修病院としての指定を受けている病院

(添付書類) 厚生労働大臣の指定書の写し

ハ. 保健師養成所等を有していること又は医師等の再教育を行っていること。

次のどちらかに該当すること。

①保健師、助産師、看護師(准看護師を含む。)、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。

(添付書類) 厚生労働大臣又は都道府県知事による養成所の指定書の写し

②大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導医として、常時3人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。

(添付書類)

・診療科毎の指導医の名簿、各指導医の医師免許の写し及び略歴書並びに当該年度中に再教育を受けた医師及び歯科医師の名簿

ニ. 生活保護法の医療扶助等に係る診療を受けた者の割合が10%を超えること。

$\frac{A+B}{C}$ が10%以上であること。

A. 生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数

B. 無料又は診療報酬(入院時食事療養費を含む。)を10%以上減額した患者数

C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

(添付書類)

① 法人の診療報酬について規定(医療費減免の規程)した書類の写し

② (申請に係る年度中におけるA~Cの実績数 ←証明申請書別紙の3表の作成)

(注) 証明申請書別紙の3表の作成について、

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位(第2位以下は切り捨て)まで記入すること。

2. 患者数は全て延べ数。

3. 複数の医療機関を有する場合、「医療機関毎の患者数」を作成の上、そのA~C

それぞれの合計欄の数を本表A～Cに記入すること。

4. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

ホ. 社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業を行っていること。

$\frac{A+B}{C}$ が10%以上であること。

A. 生活保護法により保護を受けている患者数

B. 無料又は診療報酬（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を含む。）を10%以上減額した患者数

C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

(添付書類)

① 社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写し

② 法人の診療報酬について規定（医療費減免の規程）した書類の写し

③ （申請に係る年度中におけるA～Cの実績数を記載した書類←証明申請書別紙の4表の作成）

(注) 証明申請書別紙の4表の作成について

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位（第2位以下は切り捨て）まで記入すること。

2. A、B及びCは、算定期間におけるそれぞれの延べ数を記入すること。

3. 複数の医療機関を有する場合、当該有する医療機関毎に本表を作成すること。

4. 社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写しを添付すること。

5. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

## 2. 収入要件（法人税法施行規則第6条第7号、平成20年厚生労働省告示第298号）

$\frac{(1) + (2) + (3) + (4)}{(5)}$  が8割を超えること

(1) 社会保険診療に係る収入金額

(2) 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。)

(3) 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が 社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

(4) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

(5) 医療保健業務に係る収入金額（（4）に掲げる収入金額を含み、経常的なものに限る。）

- ・医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第号90厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること。
- ・また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

(添付書類)

- ・当該医療機関の診療報酬規程及び健康診査の報酬規程
- ・（1）から（5）の金額について確認できる書類（収支決算書、府県税事務所に提出する「医療法人等の所得金額計算書」等の写し、これらで確認できない場合は 法人帳簿類の写し等）
- ・（医療保健業務に係る収入金額の明細 ← 証明申請書別紙の5表の作成）